

平成 28 年分
(大阪府)

雑種地の評価

雑種地（大規模工場用地、ゴルフ場用地等及び鉄軌道用地を除きます。）の価額は、原則として、その雑種地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の価額を基として、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価します。

ただし、次表に掲げる雑種地については、雑種地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した金額によって評価します。

| 所 在 地 等 | | | | 固定資産税評価額に 乗ずる倍率 |
|---------|-------|------------------|-------------------------|--------------------|
| 音 順 | 市区町村名 | 町 名 又 は 大 字 名 | 施 設 の 名 称 又 は 用 地 の 種 類 | |
| は | 阪南市 | 鳥取中 | 平野台ゴルフ | 3.9 倍 |